

JAS法の品質表示基準に係る指導の件数等

平成25年11月
消費者庁
農林水産省

JAS法の品質表示基準に係る国(消費者庁及び農林水産省)による指導の件数等は以下のとおりです。

(単位:件数)

	平成24年度上半期 (24年4月～24年9月)	平成24年度下半期 (24年10月～25年3月)	平成25年度上半期 (25年4月～25年9月)
指導	243	236	210
(参考) 指示	13	10	10
命令	1	0	0

<指導の品目区分別の状況>

	指導 件数	品目区分数									
		生鮮食品計					加工食品計				
		農産物	米	畜産物	水産物	農産 加工品	畜産 加工品	水産 加工品	その他の 加工食品		
H24上半期	243	108	37	12	32	27	151	59	13	68	11
H24下半期	236	121	50	12	34	25	135	52	11	58	14
H25上半期	210	105	44	6	26	29	125	38	13	61	13

注:1つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分数の合計は指導件数と一致しない。

<指導の対象となった事業者による情報提供の方法>

	指導 件数	計	社告	ウェブサイト	店頭告知	手紙等
H24上半期	243	259	1	35	188	35
H24下半期	236	256	1	43	173	39
H25上半期	210	230	0	42	158	30

注:1つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースでは、品目区分ごとに情報提供の方法を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。

(※) 資料

平成25年度上半期における指導の状況:資料1

平成25年度上半期における指導の分類:資料2